

事例5 ジェット噴流事故（同乗者負傷）

速力を維持したまま航走波を乗り越えた際に最後尾から同乗者が落水し、噴流を受けて重傷

事故の概要：水上オートバイX号（以下「本船」）は、船長が1人で乗り組み、同乗者A、Bの2人を後部座席に乗せ、滋賀県長浜市二本松水泳場東方沖を帰航中、平成30年9月2日14時20分ごろ、後部座席の後ろ側に座っていた同乗者が船尾方に落水し、船尾部のジェットノズルから放出されていた噴流を下半身開口部に受け、直腸損傷等を負った。

船長は、本船の後部座席の前側に同乗者B、後ろ側に同乗者Aを乗せた状態で、直進や蛇行したり、同乗者A及び同乗者Bが落水したりして遊走を繰り返した。

船長は、10時ごろから遊走を開始するまでに350mlの缶入り発泡酒3本を飲み、また同乗者Aは、10時ごろから遊走を開始するまでに350mlの缶入り発泡酒1本及び275mlの瓶入りカクテル飲料1本を飲んでいました。

同乗者Aは、前に座っていた同乗者Bとは本事故当日が初対面で遠慮があったが、同乗者Bの腰を救命胴衣の上からつかんでいた。



本船は、水着と救命胴衣を着用した同乗者A及び同乗者Bを後部座席に乗せて約60km/hの速力で西進中、前路に、他船による波高約0.3mの航走波が発生した。



本船の座席



本船船尾部

船長は、同じ速力のまま航走波を乗り越えても、船体がそれほど大きく動揺することはないと思い、約60km/hの速力で航走波を乗り越えたことから船体が上下に動揺し、14時20分頃、後部座席の後ろ側に座っていた同乗者Aが船尾方に落水した。

同乗者Aは、船尾部のジェットノズルから放出されていた噴流を下半身開口部に受け、出血性ショック及び直腸損傷等を負った。

本船の取扱説明書及び船体に貼付された警告ラベルにより、落水等により体腔内に水が入ると内臓に重大な損傷を与えるおそれがあり、通常の水着では、男女を問わず高圧の水が下半身から体内に侵入するのを十分に防ぐことができないので、ウエットスーツボトム等の着用が推奨されていたが、船長は読んでいなかった。



本船の警告ラベル（英語）

船長は、本事故以前に特殊小型操縦免許の更新講習を受講した際、噴流による事故例及びウエットスーツボトム等の着用を推奨する旨が記載された講習教本を受領していたが読んでおらず、講習に於いて実施された説明についても、受けた記憶がなかった。

滋賀県公安委員会が行う水上オートバイ安全講習において、平成26年以降、噴流による事故例及びウエットスーツボトム等の着用を推奨する旨が記載されたリーフレットが配布されているが、船長は平成18年6月以降、同講習を受講しておらず、リーフレットを受領していなかった。

以上のことから、**船長は、噴流による負傷の危険性を理解していなかった。**

原因：本事故は、本船が、二本松水泳場東方沖において、ウエットスーツボトム等を着用せずに水着と救命胴衣のみを着用した同乗者A及び同乗者Bを後部座席に乗せて約60km/hの速力で帰航中、他船が本船の船首方を右方から左方へ通過し、前路に波高約0.3mの航走波が発生した際、船長が、同じ速力のまま同航走波を乗り越えても、船体がそれほど大きく動揺することはないと思い、約60km/hの速力で同航走波を乗り越えたため、船体が上下に動揺し、後部座席の後ろ側に座っていた同乗者Aが船尾方に落水し、船尾部のジェットノズルから放出されていた噴流を下半身開口部に受けたことにより発生したものと考えられる。

再発防止に向けて（事故防止策）

水上オートバイの船長

- 同乗者がいる場合は、水上オートバイの発進、旋回や加速の前に、同乗者に落水防止の姿勢を取るよう指示し、航行中も同乗者の状況を確認すること。特に、同乗者が2人の場合であって、後部座席の後ろ側に同乗する者は、落水して負傷する危険性が高いので、前の同乗者に体を密着させる、また、シートストラップがあればシートストラップをつかむなど落水防止の姿勢を確実に取るよう指示すること。
- 取扱説明書及び船体に貼付された警告ラベルを読んで噴流による負傷及びウエットスーツボトム等の着用についての情報を理解し、同乗者にウエットスーツボトム等の着用を推奨すること
- 十分に速力を落とさずに航走波を乗り越えるなどの船体が上下に動揺して同乗者が落水するおそれのある操縦を行わないこと。
- 水上オートバイを操縦する場合、飲酒が、状況判断力等に影響を及ぼし、正常な操縦ができなくなる可能性があることから、船舶職員及び小型船舶操縦者法の遵守事項を遵守し、飲酒を控えること。

水上オートバイに同乗する場合

- ウエットスーツボトム等を着用することが望ましい。
- 飲酒が、運動機能等の低下などの影響を及ぼす可能性があることから、飲酒を控えることが望ましい。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。（平成31（2019）年3月28日公表）
http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2019/MA2019-3-5_2019tk0006.pdf